

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 全体評価 (業務運営・財務内容等)</p> <p>【原文】 一方で、<u>大学院専門職学位課程における学生定員の未充足(法科大学院については平成28年度から学生募集を停止)</u>があったことから、改善に向けた取組が求められる。</p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 一方で、<u>大学院専門職学位課程(法科大学院)</u>における学生定員の未充足(<u>平成28年度から学生募集を停止</u>)があったことから、改善に向けた取組が求められる。</p> <p>【理由】 本学の大学院専門職学位課程には、法科大学院と教職大学院があるが、原文の記載では教職大学院にも問題があるように誤解を与えるため。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 「国立大学法人及び大学共同利用期間法人の第2期中期目標期間の業務実績評価にかかる実施要領」(平成23年10月27日国立大学法人評価委員会決定)において、「学士・修士・博士・専門職学位課程ごとの主要定員の充足が一定程度(90%)以上となっているかどうか、第2期中期目標期間中の推移を勘案し、評価する」こととしており、これを踏まえた文案としているため。</p>

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 II 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【原文】 ○ <u>大学院専門職学位課程</u>における学生定員の未充足 <u>大学院専門職学位課程</u>について、学生収容定員の充足率が平成24年度から27年度において90%を満たしていないことから、学長のリーダーシップの下、これまで培った教育資源の有効活用を図るとともに、定員の充足に向けた取組に努めることが求められる。<u>(法科大学院については平成28年度から学生募集を停止)</u></p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 ○ <u>大学院専門職学位課程（法科大学院）</u>における学生定員の未充足 <u>大学院専門職学位課程（法科大学院）</u>について、学生収容定員の充足率が90%を満たしていないことから、学長のリーダーシップの下、これまで培った教育資源の有効活用を図るとともに、定員の充足に向けた取組に努めることが求められる。<u>(平成28年度から学生募集を停止、地域法実務実践センターを設置)</u></p> <p>【理由】 本学の大学院専門職学位課程には、法科大学院と教職大学院があるが、原文の記載では教職大学院にも問題があるように誤解を与えるため。</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 「国立大学法人及び大学共同利用期間法人の第2期中期目標期間の業務実績評価にかかる実施要領」（平成23年10月27日国立大学法人評価委員会決定）において、「学士・修士・博士・専門職学位課程ごとの主要定員の充足が一定程度（90%）以上となっているかどうか、第2期中期目標期間中の推移を勘案し、評価する」こととしており、これを踏まえた文案としているため。</p>